

流山市高齢者支援計画

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

— 第7期・平成30年度～平成32年度 —

地域ぐるみの支え合いでつくる
元気で 生き生き 安心 流山



平成30年3月

流山市

地域ぐるみの支え合いでつくる 元気で 生き生き 安心 流山

流山市は、「都心から一番近い森のまち」を都市のイメージに掲げて、少子高齢化に伴う人口減少時代に備えたまちづくりを進めています。その成果として、本市の人口は子育て世代を中心に増加を続け、高齢化率は微増に留まっています。

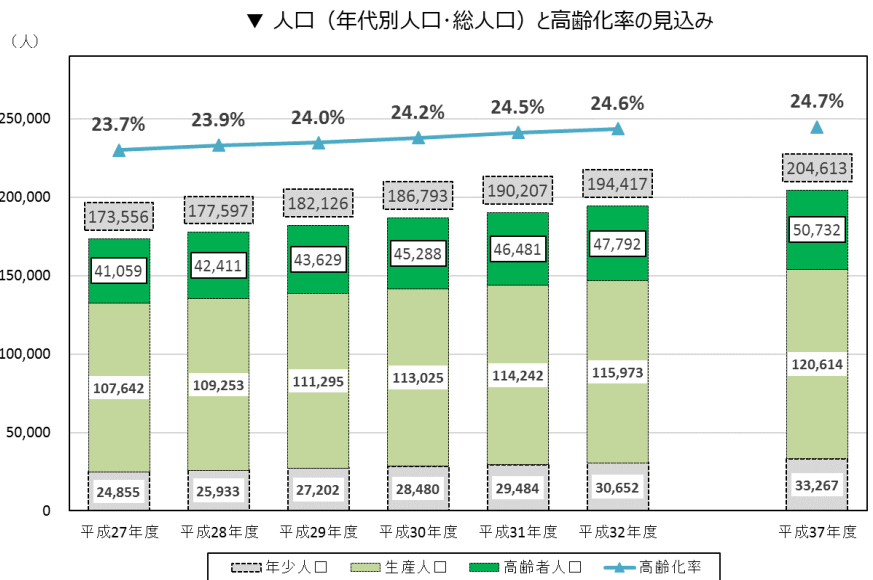
しかし、本市の高齢者数そのものは着実に増加しており、平成37年（2025年）には「団塊の世代」が75歳以上となるなど、高齢化が一層進んでいきます。こうした状況において、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、社会参加の促進や健康づくり等の諸施策を推進することが必要です。また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で可能な限り日常生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の着実な構築が求められています。

流山市の高齢化の現状

高齢者人口・高齢化率

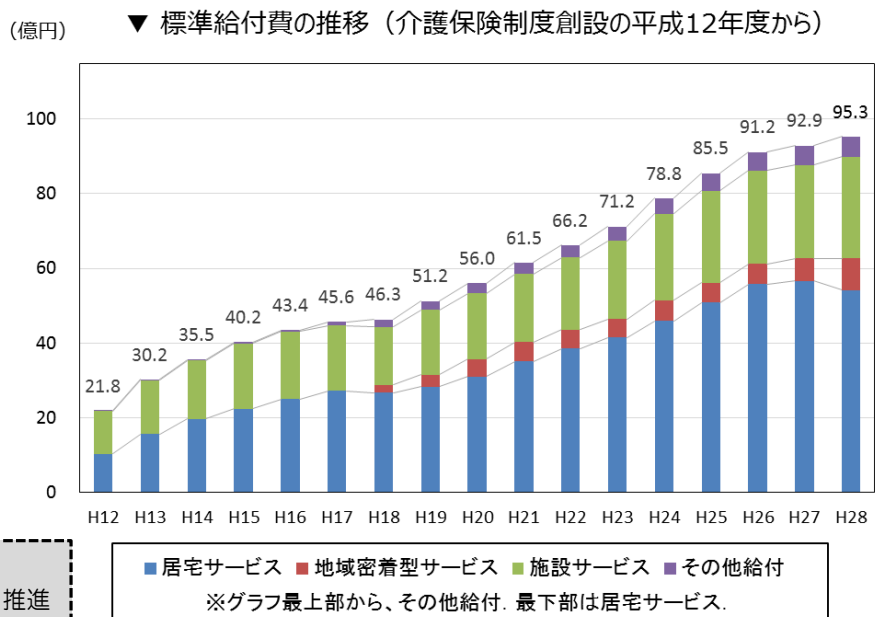
子育て世代の転入により総人口が増加しており、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の上昇スピードは緩やかになっています。

しかしながら高齢者人口は、毎年度、千人を超えて着実に増加を続けています。



介護保険給付費の推移

給付費は、要支援・要介護認定者数、介護保険サービスの利用者数の増加に伴って、増加傾向が続いています。増加するサービス給付費への対応が今後の課題となっています。



表紙写真

右：東自治会：「地域見守り支え合い活動」推進メンバーの皆さん

左：きらら友の会（流山9丁目）：地域でのヨガ・介護予防活動の様子

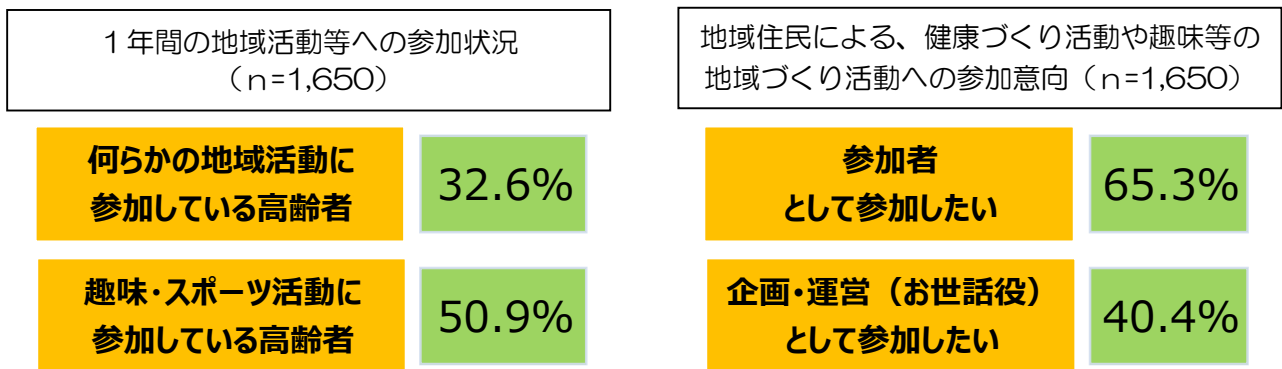
高齢者の現状 ～高齢者実態調査より～

地域活動への高い参加意欲

この1年間の地域活動等への参加状況をみると、地域活動へ参加している方は32.6%、趣味・スポーツ活動に参加している方は50.9%となっています。

地域住民による、健康づくり活動や趣味等の地域づくり活動への参加意向は、参加者として参加してみたいと回答した方は、65.3%となっています。また、活動の企画・運営（お世話役）として参加したいと回答した方は、40.4%となっています。

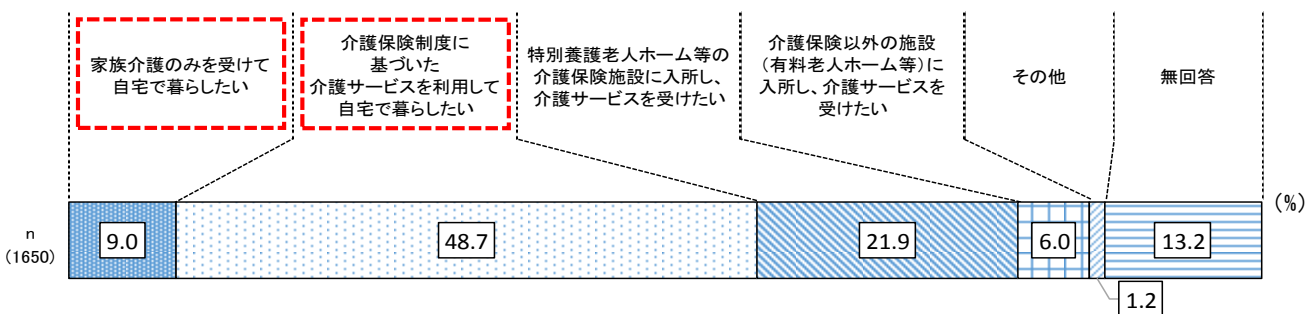
流山市の高齢者の実情は、地域活動等への参加意欲が高くなっています。地域のチカラを高めるために、より一層の参加を促して、地域活動が活性化していくことが求められます。



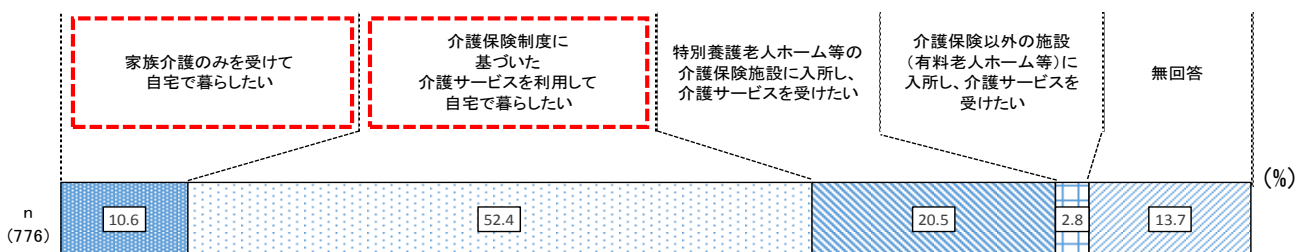
住み慣れた地域/自宅での生活を望む高齢者

介護が必要になった時に望む暮らし方について、自宅で暮らしたいとの回答は、一般高齢者・介護を必要とする高齢者ともに約6割となっています。

【介護が必要になった時に望む暮らし方】（高齢者一般 n=1,650）



【介護が必要になった時に望む暮らし方】（在宅で生活する要介護認定者 n=776）



第7期高齢者支援計画の基本理念

地域ぐるみの支え合いでつくる 元気で 生き生き 安心 流山

2025年（平成37年）には「団塊の世代」が75歳以上となります。人口増加が続く流山市においても、高齢化が一層進み、誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らすための「地域包括ケアシステム」の着実な構築が求められています。

第7期流山市高齢者支援計画では、これまで第6期から継続して取り組んできた地域ぐるみの連携・協働による、「元気で 生き生き 安心 流山」の実現を通じて、地域包括ケアシステムを構築していきます。

地域福祉計画 ～できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ～

流山市では、第3期地域福祉計画（平成29年度-平成33年度）のもと、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の地域に関わるすべての人・機関が「活動の担い手」となって、地域のチカラの底上げを目指しています。



地域共生社会の実現に向けて

国が提唱する地域共生社会は、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の地域に関わるすべての人・機関が、地域の問題・課題を「我が事」として捉え、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組です。地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援体制を目指していきます。

厚生労働省：「地域共生社会」の実現にむけて

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるため、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービス提供体制のことです。

図) 地域包括ケアシステムの構成要素

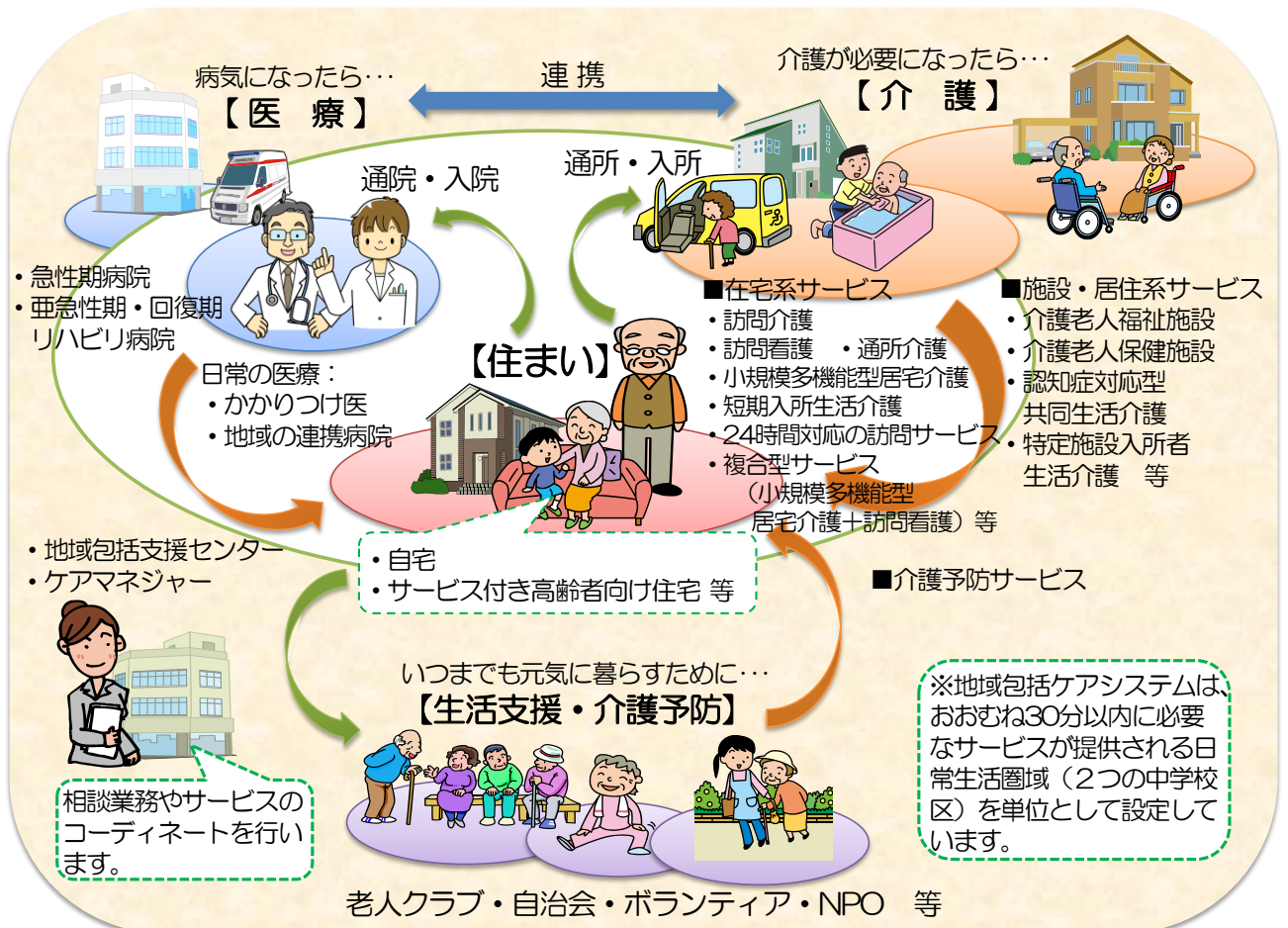


地域ぐるみの連携・協働

本人や家族の「在宅・地域で生活したいとの希望」を実現するためには、「住まい」・「介護予防・生活支援サービス」を基本として、そこに「介護」・「医療」・「保健・福祉」という専門的なサービス・施策が相互に連携していく必要があります。

サービス・施策の連携を進めていくためには、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の協働による地域ぐるみでの支え合い体制づくりや人材の確保・育成が重要になっています。

図) 地域包括ケアシステムの姿



施策の体系・施策の展開

【基本目標1】

地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの着実な構築）

【施策目標1】 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

1. 健康づくりの啓発・推進
2. 健康保持・増進（一次予防）
3. 疾病の早期発見・早期治療（二次予防）

【施策目標2】 生きがいのある地域づくり

1. 生きがい対策の充実
2. 就業の支援
3. 外出の支援

【施策目標3】 介護予防と社会参加の推進

1. 介護予防・日常生活支援総合事業への対応
2. 社会参加を通じた生きがいづくりと介護予防の推進

【施策目標4】 介護・福祉サービスの充実

1. 地域包括支援センターの機能強化
2. 在宅介護の支援
3. 高齢者福祉サービスの充実
4. 認知症に係る総合的な支援
5. 介護人材に関する施策

【施策目標5】 介護と医療の連携推進

1. 流山市在宅医療介護連携拠点事業の展開

【施策目標6】 在宅での生活の継続を支える地域づくり

1. 地域の支え合い活動の促進
2. 高齢者の権利擁護に係る施策の推進
3. 成年後見制度の研究・促進
4. 地域で安心して暮らすための支援

【施策目標7】 高齢者の住まいに係る施策の推進

1. 高齢者が安心して居住する場の確保
2. 在宅の居住環境の整備

【基本目標2】

高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

1. 予防給付サービスの推進
2. 介護給付サービスの推進
3. 地域密着型サービスの推進
4. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
5. その他サービスの推進
6. 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料

基本目標 1：地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた本格的な地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携することが重要です。市民・自治会・事業者・関係機関・行政等が協働して、本市の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らすことができる流山の実現を目指します。

1 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康の保持と増進を図り、単に疾病がないという状態だけではなく、心身ともに自立した状態で健康的に生活を送れるよう健康寿命の延伸を図ります。

健康づくり推進員による地域・住民への働きかけ

健康的な食生活及び健康づくりに関する知識や情報を普及させるため、3年間の任期で活動しています。栄養講座や運動講座の開催の他、研修会への参加や健康まつりでの啓発活動、広報紙の発行などを行っています。

健康診査・特定健康診査

生活習慣病の予防、生活習慣の改善等を通じた疾病予防対策の推進、病気の早期発見、早期治療を目的とした健康診査を行います。受診率の向上を図るとともに、健診の結果を、効果的に生活習慣の改善に繋げるよう、よりよい保健指導を提供していきます。

がん検診

20歳以上の市民（胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がん検診について、それぞれ対象年齢を設定）を対象にがん検診を実施しています。がんの早期発見・早期治療につながるよう、広報ながれやまやホームページにより啓発し、がん検診の受診率向上に努めます。

歯周病検診

高齢期に健康な生活を送るためには、自分の歯を十分に保有し食べる楽しみを感じる事が重要です。「8020運動」（80歳になっても20本以上自分の歯を保とう）に基づき、歯の疾病を早期発見し、早期の保健指導により、歯の喪失を防ぎ、いつまでも元気で暮らせる健康づくりを目指します。



歯科の検診

検診を受けたまま、それきり・・・にせず、
健康と命をご自身で守りましょう。
**まず、受診！ なにより大事な
「受けた後！」**



2 生きがいのある地域づくり

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、趣味・娯楽・学習・就業、敬老行事・イベント等の活動の機会の充実を図り、健康で活力にあふれた生涯の実現を目指します。

高齢者趣味の家・高齢者福祉センター森の倶楽部

高齢者趣味の家は、陶芸や盆栽などの趣味と娯楽を楽しむ憩いの場として、北部（東深井）・南部（流山9丁目）・東部（名都借）に設けられています。北部高齢者趣味の家には、浴場やレストランを備えた高齢者福祉センター森の倶楽部が併設されています。

流山市ゆうゆう大学

60歳以上の市民を対象に、中高年者の生きがいや学習を通じた仲間づくり、ボランティアへのきっかけの場として、地域の公民館に2年制のゆうゆう大学を6学園開設しています。

敬老バスの運行

社会参加、相互のふれあい、生きがい推進など高齢者の福祉の向上を図るため、レクリエーション活動に活用できる敬老バスを貸出しています。（平成30年度より利用可能時間を拡大）

ニーズや働く意欲に応える就業相談・就業支援

高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができるよう、松戸公共職業安定所や民間企業と連携による就労相談・就職情報提供の窓口の充実を図ります。

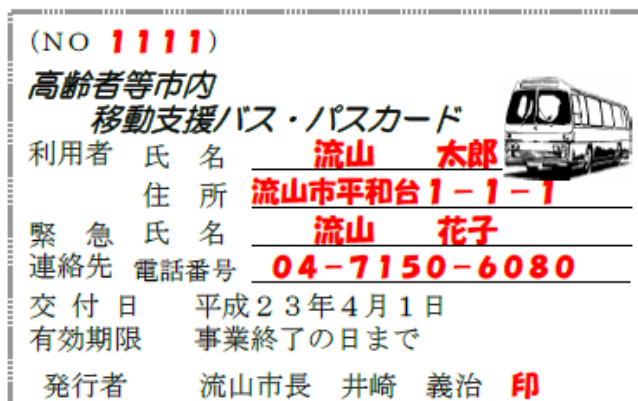
- ジョブサポート流山（江戸川台）における、管内及び近隣地区の求人情報の提供、職業紹介
- （株）セブン・イレブン・ジャパンと締結した「地域見守りネットワーク協定」による、高齢者見守りと高齢者の就業支援の取組（平成26年度から開始）
- 公益社団法人流山市シルバー人材センターとの連携

高齢者等市内移動支援バス

市内で送迎バスを運行している5つの病院（平成30年3月現在8ルート）の協力のもと、送迎バスの空席を活用した高齢者の移動支援を行っています。※事前申請によるパスカードの提示が必要です。

福祉有償運送

障害・要介護認定等を受け、一人で公共交通機関を利用することが難しい方を対象に、車での移動・乗り降りの介助、通院・買い物の付き添いを有償・低額で提供するもので、国の登録を受けたNPO法人等が自家用自動車により行っています。（利用に際しては、事前の会員登録が必要です。）



高齢者等市内移動支援バス・パスカード



(株)セブン・イレブン・ジャパンによる「シニアお仕事説明会」

3 介護予防と社会参加の推進

高齢者が支援や介護が必要な状態にならず、また、支援が必要な状態になっても軽度な状態から、それ以上悪化しないよう、介護予防と日常生活を総合的に支援する体制の構築を図ります。

また、地域活動等への積極的な参加を促進して、生きがいづくりと介護予防の推進を図ります。

介護予防・日常生活支援総合事業への対応

要支援認定者及び基本チェックリストにより軽度の生活機能の低下が確認された方が利用する介護予防・生活支援サービス事業と全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業から構成されます。

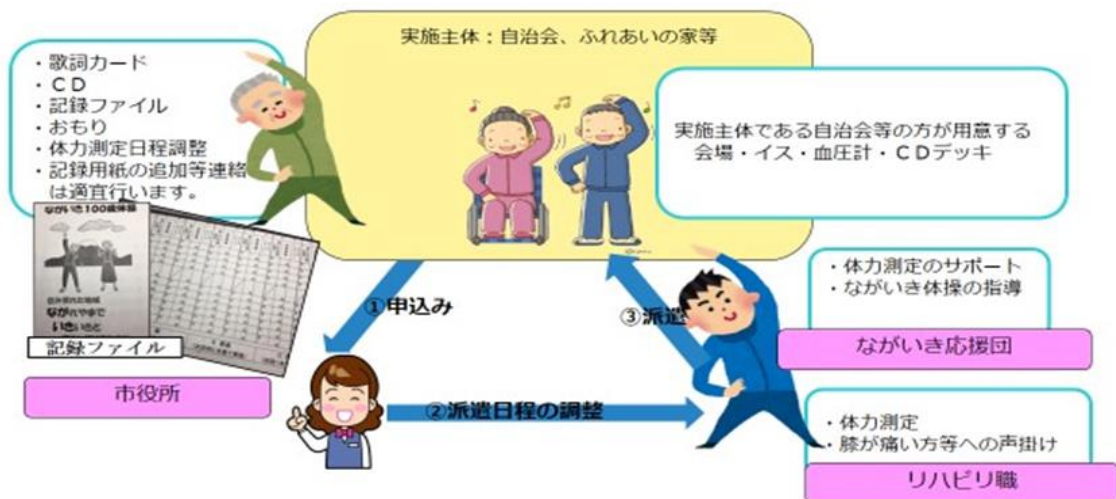
介護予防・生活支援サービス事業 … 住民主体型サービスの展開

これまでの指定事業者による訪問型サービスだけでなく、地域のチカラ・住民主体のボランティア（有償含む）により、生活の中でのちょっとした困り事を支援します。（訪問型サービスB・D）



一般介護予防事業 … 地域で支え合う介護予防・ながいき 100 歳体操

ながれやまでいきいきと暮らし続けていくために、介護予防の普及啓発や「ながいき 100 歳体操」による介護予防を進めていきます。元気な方だけでなく、何らかの支援を必要とする方でも身近な場所に通える場があり、お互いに支え合いが生まれるよう地域での取組みを支援していきます。



介護支援サポーター事業

高齢者の積極的な社会参加を促進して、介護予防・健康づくりにつなげる仕組みです。介護保険施設での利用者の話し相手、見守り、レクリエーション活動の補助等のボランティアを行うことで、交付金（最大 5,000 円）や流山共通ポイント（流山ながぼん WAON カードポイント・最大 6,000 円）が得られます。

老人クラブ活動の支援

地域のボランティア活動や高齢者向けのスポーツ等の実施、普及、推進を行う老人クラブの運営費を補助し活動を支援します。活動の活性化により、生きがいや健康づくりを目指します。

高齢者ふれあいの家開設・活動支援

高齢者の外出を促し、引きこもりの防止、社会参加の促進、介護予防につながるだけでなく、地域の子どもの多世代間の交流など多様な機能を担っています。市内の各地域で、徒歩で通える範囲に高齢者ふれあいの家を設置してもらえるよう、開設費を支給し活動を支援していきます。（平成 30 年 3 月現在 21 か所が開設されています。）



高齢者ふれあいの家・手芸を楽しみながらの交流
（ふれあいの家「ふたば」・古間木）



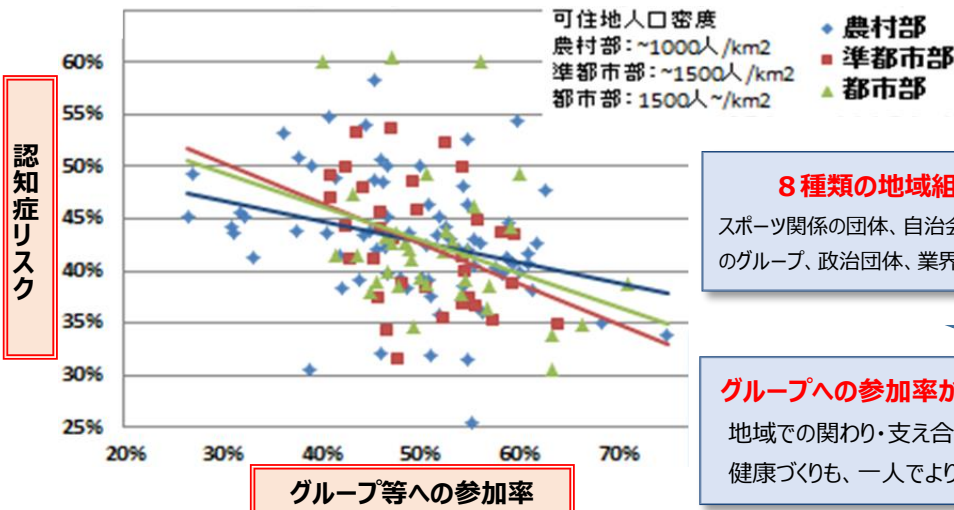
高齢者ふれあいの家での高齢者と子どもの交流
（ふれあいの家「おおたかの森」・東初石5丁目）

社会参加・地域参加が活発なほど健康に!?

JAGES（日本老年学的評価研究プロジェクト）

スポーツ関係・ボランティア・趣味関係のグループ等への社会参加の割合が高い地域ほど転倒や認知症やうつ病のリスクが低い傾向がみられています。

23 市町村 141 小学校区在住の後期高齢者 22,721 名を対象に校区ごとに分析



調査方法

2010年8月～2012年1月にかけて北海道、東北、関東、東海、関西、中国、九州、沖縄地方に分布する31自治体に居住する高齢者のうち要介護認定を受けていない高齢者169,201人を対象に、郵送調査（一部の自治体は訪問調査）を実施。

112,123人から回答。
（回収率66.3%）

8種類の地域組織 いずれかへの参加率

スポーツ関係の団体、自治会、趣味関係、老人クラブ、ボランティアのグループ、政治団体、業界・同業者団体、宗教関係団体

グループへの参加率が高いほど認知症リスクが低い

地域での関わり・支え合い・誘い合いが有効。介護予防・健康づくりも、一人でより地域全体でのほうが効果あり。

4 介護・福祉サービスの充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、高齢者なんでも相談室を中心とした、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携により、地域包括ケアシステムを構築します。

高齢者なんでも相談室の機能強化と取組み

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）は市内4ヶ所の日常生活圏域ごとに設置され、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担っています。地域の高齢者に最も身近な介護・福祉に関する相談支援窓口の機能として、認知症対策や在宅医療・介護連携の推進など今後も取組みを強化していきます。



地域ケア会議

高齢者なんでも相談室が中心となって、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者等が集い、地域の課題を共有化・解決しています。

おおたかの森中学校の学区は、中部、東部、南部圏域の一部に含まれます。



圏域	中学校区	住所	TEL・FAX
北部	北部中学校・東深井中学校	江戸川台東2丁目19番地 旧江戸川台出張所	TEL 04-7155-5366 FAX 04-7154-3207
中部	常盤松中学校・西初石中学校 ※おおたかの森中学校区の一部	下花輪409番地の6 東葛病院付属診療所内	TEL 04-7150-2953 FAX 04-7158-8419
東部	東部中学校・八木中学校 ※おおたかの森中学校区の一部	野々下2丁目488番地の5 特別養護老人ホームあざみ苑内	TEL 04-7148-5665 FAX 04-7141-2280
南部	南部中学校・南流山中学校 ※おおたかの森中学校区の一部	平和台2丁目1番地の2 流山市ケアセンター2階	TEL 04-7159-9981 FAX 04-7178-8555

在宅サービスの充実・強化

重度の要介護認定者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方であっても、在宅生活が継続できるよう、毎日複数回・24時間365日など柔軟にサービスを提供できる体制を整えます。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

中重度の要介護者を主な対象に、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携して、必要な時間に必要なケアを提供します。（24時間いつでも対応可能な連絡体制を構築しています。）

○ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、本人の様態・希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを提供します。

○ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、医療ニーズの高い要介護者へサービスを提供します。がん末期の看取り期・病状不安定期における在宅生活の継続支援等を担います。

高齢者等ごみ出し支援事業

家庭ごみをごみ集積所まで排出することが困難なひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等に対して家庭ごみを戸別収集します。異変等の発見など、安否確認の役割も担います。

認知症に係る総合的な支援

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく住み続けることができる社会の実現に向けて、3つの施策を組み合わせる総合的な支援を行ってまいります。

①認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発

認知症サポーター養成講座・「認知症を知る月間」の開催

認知症に関する正しい知識を普及するため、地域の自治会、小中高校、認知症の人と接する機会の多い企業等に認知症サポーター養成講座を開催します。

世界アルツハイマーデー（9月21日）にあわせ、9月を「認知症を知る月間」として各種イベントを実施し、認知症になっても安心して生活を続けられる地域づくりを進めています。

②早期診断・早期対応を中心とした医療と介護の連携による支援

認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の普及

認知症ケアパスは、認知症を発症したときから、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや成年後見制度等が利用できるのか、大まかな道筋を示したものです。流山市認知症ケアパス「知って安心 認知症安心ガイドブック」の公開・配布により、早期診断・早期対応に向けた支援につなげていきます。

認知症の早期対応システムの構築（認知症初期集中支援チーム）

早期の対応を包括的・集中的に行う仕組みとして、「認知症初期集中支援チーム」を介護支援課に設置しています。医療・介護の専門職で構成されるチームが認知症の人や疑いのある人の自宅を訪問し、認知症サポート医による専門的な助言を受けつつ、医療・介護サービスの利用支援などを行います。

③認知症の人の介護者への支援

SOSネットワーク

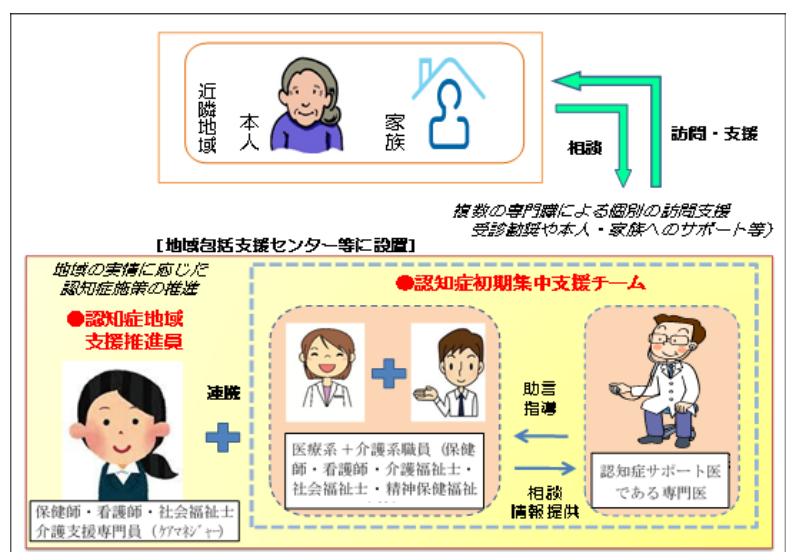
行政、警察、学校、老人ホーム、地域の民間商工業事業者等の連携に加え、安心メールで市民にも協力を依頼し、徘徊等の行方不明者を早期に発見・保護できる仕組みを設けています。

交流・社会参加の支援

認知症介護の知識等の習得及び家族（介護者）同士の情報交換や交流を図ることを目的として、市及び高齢者なんでも相談室が隔月で認知症を介護する家族のための集いを開催しています。



認知症ケアパス
(認知症安心ガイドブック)



認知症初期集中支援チーム

5 介護と医療の連携推進

要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域・在宅等で、自分らしく満足度の高い生活を過ごすことができる地域社会を実現するため、地域における医療と介護の連携の仕組みの構築を目指します。

流山市在宅医療介護連携拠点事業による他職種連携

地域包括ケアシステムを確立するためには、24時間365日、在宅療養者が安心して過ごせる環境づくりとして、とりわけ医療と介護の連携が重要です。そこで、医療や介護などの多職種連携により在宅療養者を円滑に支援できる総合的、一体的な仕組みの構築を進めています。

流山市在宅医療介護連携拠点事業実施計画	
理念	医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心・安全に自分らしく生活ができる。 希望すれば、最期は自宅で亡くなる事ができる。
理念を実現するための柱	① 在宅療養、看取りを支える訪問診療医・往診医を増やす。 ② バックベッド（在宅療養者が緊急時に入院できる医療機関の体制）の確保。 ③ 医療・介護の迅速かつスムーズな情報連携。 ④ 医療職・介護職の人材が増え、介護職も医療依存度の高い方のケアや看取りのケアが可能になる。 ⑤ 流山市の核となる相談窓口の設置。 ⑥ 市民が在宅医療について理解している。
目標	平成34年（2022年）までに、在宅療養者を人生の最期まで支える24時間365日緊急対応可能な医療と介護の連携システムの構築を図る。

流山市在宅医療介護連携会議

多職種連携の体制構築、人材育成に向けた研修等を継続的に行っています。

6 在宅での生活の継続を支える地域づくり

高齢者が在宅での生活を継続できるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進していきます。また、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

地域支え合い活動の推進

孤独死防止や災害時の支援に向けた地域の日常的見守りや支え合いについて、要支援者の名簿提供や活動事例の共有など、自治会や関係機関等との協力・連携を図りながら推進していきます。



生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターを配置し、地域の高齢者が抱える生活支援ニーズや地域の課題を把握し、ニーズに応じた支援、関係者間のネットワークづくり、課題解決に向けた働きかけを行います。

高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応を図るために、関係機関とのネットワークを推進します。流山市高齢者虐待対応マニュアルの活用や研修会等の開催により、適切な対応につなげていきます。

消費生活対策

高齢者が消費者被害に遭わないよう、未然防止のための情報提供、啓発講座・パネル展の開催等により注意喚起を図ります。流山市消費生活センターによる随時相談も積極的に行っています。



成年後見制度は、認知症などにより自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見人等を選び法律的に支援する制度です。判断能力が低下した時に備え、将来の自分の後見の在り方をあらかじめ自己決定しておくことも重要です。

成年後見制度の研究・促進

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の普及・啓発を進めます。

①成年後見制度活用促進事業

成年後見制度の普及・啓発促進のため、市民向け講演会や弁護士・社会福祉士による無料相談会を実施するとともに、制度の活用促進を図っています。また、地域で活動している専門職やNPOと連携しながら周知啓発を進めています。

②成年後見申立事業

身寄りがなく成年後見の申立てをする親族がない高齢者等が制度を利用できるよう市長申立てを行います。また市長申立てを行う方が低所得の場合には、申立てに要する経費並びに報酬費用の一部または全部を助成します。

③地域連携ネットワークの構築に向けた検討

成年後見制度の利用促進や適正な制度運用に資する地域連携ネットワークの構築に向けて検討を進めます。第7期計画では、まず、市内の成年後見制度に関する状況整理（ニーズの把握・地域資源の発掘・国県の広域的支援）を行い、体制が整ったと判断された段階でネットワークを構築します。

7 高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度の整備や住宅改造の助成を行い、ニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

高齢者の住み替え支援

高齢者の住み替えやその後の土地・建物の有効活用を支援する「高齢者住み替え支援制度」や住み替え相談会などを通じて、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援します。

基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるよう、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスを安定的に提供します。

介護保険サービスの基盤整備

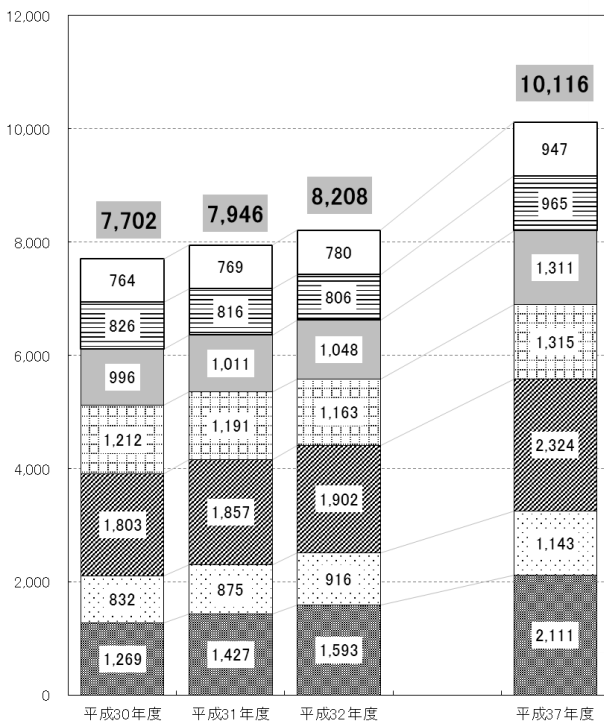
要介護認定高齢者の増加・介護需要に応じて、介護保険サービスの基盤を整備します。特に、常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な要介護高齢者（原則として要介護3以上）を対象とする、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備を進めます。

年度末整備数（単位：定員）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
特別養護老人ホーム ※地域密着型含む	676	776	776	876	876	986
	-	+100	-	+100	-	+110
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）		123			123	
特定施設 （有料老人ホーム・サービス付き高齢者専用住宅など）		757			907 (+150)	
介護老人保健施設		252			252	

認定者数と介護保険給付の見込み（推計）

要支援・要介護認定者数の増加に伴い、総給付費は着実に増加することが見込まれます。
※各年度の数値は、サービス見込み量による推計値です。

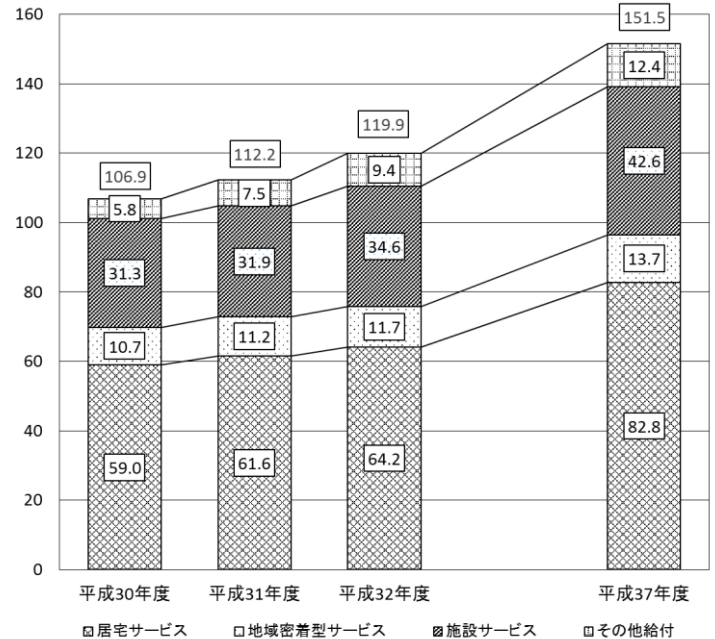
▼ 要支援・要介護認定者数の見込み



■ 要支援1 □ 要支援2 ■ 要介護1 □ 要介護2
■ 要介護3 ■ 要介護4 □ 要介護5

※ グラフ最上部から要介護5、最下部は要支援1

▼ 標準給付費の見込み

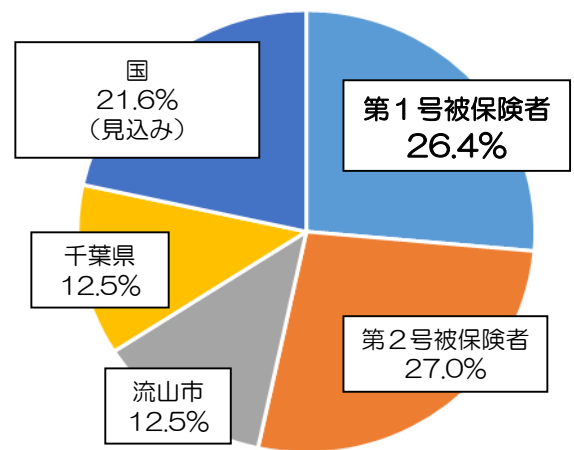


介護保険料

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分は公費（税金）で、残りの約半分は40歳から64歳までの第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者の保険料で負担されています。

第7期の第1号被保険者の保険料負担割合は26.4%と見込んでいます。（国の負担割合見込み21.6%の場合）

第7期の負担割合



介護保険料の基準月額：5,280円

後期高齢者の増加に伴う介護保険給付の伸びが見込まれることから、介護保険料の基準月額は5,280円（第6期比較+300円）となります。

第7期（平成30～32年度）の介護保険料所得段階表

保険料段階	対象者	保険料額	
		年額 【基準額×料率】	月額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	23,400円 【基準額×0.37】	(1,950円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	34,800円 【基準額×0.55】	(2,900円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	44,300円 【基準額×0.7】	(3,692円)
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	53,800円 【基準額×0.85】	(4,483円)
第5段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	63,300円 【基準額】	5,280円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	72,700円 【基準額×1.15】	(6,058円)
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	79,100円 【基準額×1.25】	(6,592円)
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	82,200円 【基準額×1.3】	(6,850円)
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	94,900円 【基準額×1.5】	(7,908円)
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	101,200円 【基準額×1.6】	(8,433円)
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	107,600円 【基準額×1.7】	(8,967円)
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	113,900円 【基準額×1.8】	(9,492円)
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	120,200円 【基準額×1.9】	(10,017円)
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	126,600円 【基準額×2.0】	(10,550円)
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	132,900円 【基準額×2.1】	(11,075円)
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	139,200円 【基準額×2.2】	(11,600円)
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	148,700円 【基準額×2.35】	(12,392円)
第18段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方	158,200円 【基準額×2.5】	(13,183円)

※保険料月額について、()の金額は、保険料年間額を月額換算した額となっており、円未満を四捨五入しています。

※第1段階は、低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、26,500円から3,100円減額した金額となっています。

作成：流山市役所 健康福祉部 介護支援課・高齢者支援課・社会福祉課健康福祉政策室

電話：04-7150-6079（社会福祉課直通）